

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

鳥取厚生年金 事案537

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成5年1月から同年12月までは19万円、6年1月から8年3月までは20万円、同年4月から9年7月までは22万円、同年10月から同年12月までは20万円及び10年1月から13年3月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月1日から平成9年8月1日まで
② 平成9年10月1日から13年4月29日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A法人における申立期間①及び②の標準報酬月額は、実際に支給された給与額よりも低くなっていると思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち平成5年1月1日から9年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ業務についていた同僚が提出した5年分及び6年分の源泉徴収票、A法人の税務書類を作成している税理士事務所が保管する申立人に係る貸金台帳及び源泉徴収簿並びに同僚の供述により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、5年1月から同年12月までは19万円、6年1月から8年3月までは20万円、同年4月から9年7月までは22万円に訂正することが妥当である。

3 申立期間②に係る標準報酬月額については、当該事業所の税務書類を作成している税理士事務所が保管する申立人に係る賃金台帳及び源泉徴収簿並びに雇用保険の離職時（平成13年4月28日）における賃金日額の記録により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成9年10月から同年12月までは20万円、10年1月から13年3月までは19万円に訂正することが妥当である。

4 なお、申立期間①のうち平成5年1月1日から9年8月1日までの期間及び申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の報酬月額よりも低い金額で届出を行っていたと認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 一方、申立期間①のうち昭和54年6月1日から平成5年1月1日までの期間については、事業主は他の申立期間と同様に実際の報酬月額よりも低い金額で届出を行っていた可能性は考えられるが、申立人及び当該事業主共に給与明細書や賃金台帳等の関係資料を所持しておらず、申立人及び同僚からも当時の保険料控除額等について具体的な供述が得られない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年6月21日まで
昭和45年9月からA協同組合の鮮魚売り場に勤務していたが47年10月1日から48年6月21日の標準報酬月額が実際の給与額と相違していると思うので調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人のA協同組合における標準報酬月額は、昭和46年8月に9万2,000円であったが、47年10月に3万9,000円と13等級も下がっている一方、48年6月21日に資格喪失し、同日、資格取得したA協同組合の関連会社であるB協同組合の系列会社であるC社においては13万4,000円の標準報酬月額で資格取得をしている。

また、申立期間にA協同組合の鮮魚売り場に勤務した同僚3人及び申立人と同年代（昭和16年1月から22年12月生まれの者。）の男性社員27人の標準報酬月額の記録の推移を確認したところ、申立人のように標準報酬月額が13等級も下がっている者は確認できない。

さらに、申立人が所持する退職金計算書には、「45.9入社、所属D店E社、勤続年数2年7月」及び「48.4異動、所属D店C社、勤続年数4年3月」と記載されており、A協同組合の現在の担当者は、「申立人のように、A協同組合に勤務している従業員のうち、C社やE社等A協同組合以外の会社に所属する者は、A協同組合の厚生年金保険被保険者として届け出ていたが、標準報酬月額等の届出の内容については、所属元の事業所に一任していた。」と回答していることから、C社及びE社の親会社であるB協同組合の当時の経理担当者2人から申立期間当時の状況を聴取したところ、このうち1人は、「当時、従業員の給与額が大

大きく減少することは無かった。また、残業代などの各種手当の増減により標準報酬月額が若干減少することは考えられるが、申立人の記録のように13等級も下がることは考え難い。B協同組合の当時の取り扱いからみて、申立人のように大きな標準報酬月額の減少はあり得ない。」と供述している。また、もう1人からも、「B協同組合は従業員を大事にしてくれる企業であったため、従業員の標準報酬月額を不当に下げるといふ取扱いを行うことは考えられない。当時も、実際の給与月額に基づく標準報酬月額を届け出て、それに見合った保険料を控除していたはずである。」と供述しているほか、申立期間にA協同組合の鮮魚売り場に勤務していた同僚2人も、「A協同組合勤務時に申立人の標準報酬月額が大きく下がった記憶は無い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、申立期間以前の期間である昭和46年8月から47年9月までの標準報酬月額（9万2,000円）に相当する給与を事業主より支給され、同標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和26年10月1日、資格喪失日は27年8月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年10月1日から27年8月1日まで

夫のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格喪失日が不明であるため、基礎年金番号に未統合のままとなっている。同社における資格喪失日を特定して、夫の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人のA社の厚生年金保険被保険者記録は、昭和26年10月1日に被保険者資格を取得し、27年8月1日に標準報酬月額の改定が行われたことが確認できるものの、資格喪失日が記載されていない。

また、A社に係る被保険者名簿によると、申立人を含む全被保険者17人のうち、申立人と同様に昭和27年8月1日の標準報酬月額の改定の記録は確認できるものの、資格喪失日の記載が無い者が15人認められる。

さらに、管轄の年金事務所は、「申立人のA社に係る資格喪失日及び同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を特定することのできる資料は無い。」旨回答しており、社会保険事務所（当時）におけるA社に係る被保険者名簿の記録管理が適切であったとは考え難い。

一方、申立人の妻は、「夫がA社に勤務していた昭和26年*月*日に結婚式を挙げ、同年*月*日に入籍した。夫が同社に勤務していた間、私はB町（現在はC町）に住んでいたが、夫はD大火のあった27年*月*日以降もしばらく同社に勤務していた。」と供述しているところ、この申立人の妻の事実経過の説明は具

体性があり、信ぴょう性が認められることから、申立人は、少なくとも被保険者名簿の標準報酬月額の変定の記載が確認できる27年8月1日までは同社に勤務していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和26年10月1日、資格喪失日は27年8月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社の被保険者名簿及び旧台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月頃から46年8月頃まで
② 昭和49年10月頃から50年11月頃まで

申立期間①はA社で建築大工や運転手として、申立期間②はB社で保冷車の運転手としてそれぞれ勤務したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間の年金記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の事業主に照会したところ、「昭和45、46年頃は従業員数が少なかったので社会保険には加入していなかった。厚生年金保険料の控除もしていなかった。」と供述している上、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿においても、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和57年10月1日とされており、申立期間①当時、適用事業所であった記録は確認できない。

また、上述の事業主を含むA社の役員3人に照会したが、いずれからでも、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除に係る具体的な供述は得られず、A社に申立期間①当時の賃金台帳等の人事関係資料が残っていないことから、申立人の申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間①において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

2 申立期間②について、B社で厚生年金保険の加入記録がある7人及び事業主の妻に照会したが、いずれからでも申立人のB社における勤務状況等について具

体的な供述は得られないほか、昭和52年12月に同社の営業権を譲り受けたC社にも申立期間②当時の人事関係資料は無いことから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、同僚1人は、「B社では、厚生年金保険へ加入するかどうかは選択できたと思う。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた別の同僚はB社での厚生年金保険被保険者記録が無いことから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間②において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無いほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。